

特集

政党時代の終わり…… 1

市民から見た

'96総選挙

新しい選挙制度の下での総選挙が終わった。史上最低の投票率。当然だ。だって、「投票する政党を選ぶのがシンドイ」のだから。昔のように、企業・業界は自民党、労働者は社会党というわけにはいかないのだ。政党の違いを探すのに骨が折れる。しかも、そんなに苦労するほど我々の生活の中で政治のウェイトは高くない。政治家だって、この政党に所属しなければという確固たる理由なんてない。その証拠に、誰かが毎日のように離党し、どっかに入党している。要するに、政党も政治家も自らの存在の根拠を見失っているのだ。国家のあり方も、政治のあり方も、そして政党のあり方も大きな変更を迫られている。少なくとも、旧来型の政党の時代は終わった。プロに「委任する政治」から、「市民が直接的な政治の担い手になる時代」を迎えたのだ。

[アンケート項目]

- ① 戦後最低の投票率をどう見る。
- ② 小選挙区制度で有権者の投票の判断基準は何であったか。
- ③ 新しい選挙制度の良かった点と問題点、今後の改革の必要性について。
- ④ 今回の選挙の争点は何であったか。
- ⑤ なぜ自民党は勝ったか。
- ⑥ 民主党結成をどう受けとめたか。
- ⑦ あなたが期待する政権像は。
- ⑧ その他、今回の選挙で感じたことは。

* この項目にこだわらないで、回答していただいた方もいます。

投票率は「市民社会と国家をつなぐ橋」

寺田英司

北大大学院生

今回の衆議院選挙の結果の特徴は、消費税の引き上げの是認と、投票率の低下であろう。消費税の引き上げ問題は、今回の選挙の最大の争点であるという世論結果が出ていた。その選挙で、引き上げ側が事実上勝利した。それが意味することは、これからの日本社会のためには負担増は止むなしと考えたか、利権政治の厚い利益供与は消費税の引き上げに伴う薄

い利益剥奪に勝ったかの、どちらかではあろう。政党は、どちらから訴えて勝利したのだろうか。

また、今回の選挙では、選挙制度の大きな変化にもかかわらず、ほとんど何も変わらなかった。そして、投票率の低下傾向も変わらなかった。

その理由は、マスコミが口をそろえていうような、政治的関心を持つが支持政党はない「無党派層」の増大なのか、諦めをも含めた意味での現体制の是認なのか分からない。政党にとって、投票率の低下は、もし自らの成否が獲得議席率であるなら、どうでもよいことである。しかし、もし政党が「市民社会と国家をつなぐ橋」として機能することを志向するのであれば、投票率自体がその重要なメルクマールであることを認識しなければならない。

政治と政治家への底無しの失望

林炳澤 Imu,Pyonteku (イム・ピョンテク)

在日韓国青年同盟北海道本部委員長

- ① 政治と政治家への底なしの失望。
- ② 小選挙区制度では、政党・政策が判断基準としてより重視されると言われたが、選挙制度が変わったばかりというせいもあってか、中選挙区制度の時とあまり変わらないように思われる。
- ③ 「良かった点」は疑問(?)というところでしょう。問題点はやはり、比例における重複立候補の当選で、まずこの改革が必要ではないか。
- ④ よく言われる消費税・行政改革だったのでしょ。やっと生まれかかった歴史観への見解や沖縄問題が争点にならなかったのは残念ですが。
- ⑤ 野党が政権の内であれ外であれ、与党化をしていけば、「老舗ブランド」が有利ということでしょう。
- ⑥ 結成については、特に感慨はありません。ただ、その理念や初志が貫徹されるかどうか、注視していきたいと思うだけです。
- ⑦ 言葉だけでない、真にリベラル（ハト派志向、社会的弱者擁護、民衆益中心など）な政権

自民が勝ったのは

他党がしっかりしていないだけのこと

我妻武

福祉情報ネットワーク誌『メビウス』編集長

- ① 政治家・官僚の不正、国民不在の政治が続いていることに国民は辟易しているのではないだろうか。ある意味では国民の抵抗では。
- ② 私の選挙区では、選択肢が限定されているために非常に難しかった。つまり、自分の支持しようとする候補者がいなかったということ。
- ③ よくわかりませんが、選挙区で落選して比例で復活当選するというのは、どうも解せない。
- ④ 争点があったのだろうか。しいて言えば「市民参加の政治をどう築いていくか」なのだろうか。あっ！ 忘れてました、消費税も争点でしたよね。どうなったのでしょうか？
- ⑤ いつも自民党が勝つ場合は、他の党が揺れ動いている時ではないだろうか。①の回答にもつながるが、何となく今の政治に不安を感じる有権者が、何となく安心できそうな自民を選んだだけのことだと思う。他の党がしっかりしていないというだけのこと。
- ⑥ 「市民が主役」というスローガンだが、どのように市民が参加するシステムを作るのか、今後を見守りたい。
- ⑦ 漠然としているが、市民を大切にする政権。
- ⑧ 旧社会党から新社会、社民、民主へと議員が移る、また組織が変わることは、旧来支持をしてきた人にとっては非常にわかりづらい。議員や政党からも再度説明すべきではないだろうか。

腹立たしく情けない総選挙だった

平野たまみ

すすきのタウン情報編集長

政治に無関心であるということは、社会生活を放棄していることである。それぞれの生活を営むうえで、切っても切れない関係にあるのが政治だ。

九六年の総選挙がこれだけの低投票率に終わった原因は何だったのだろうか。私の回りを見渡してみると、完全にシラけ切っていた。私が知っている今までの選挙の中でも、その無関心ぶりはグンを抜いていたように思う。新しい選挙制度、小選挙区比例代表並立制における弊害は、自分が応援したい候補者に入れる投票権がなかったことも大きかった。また、各政党の政策の違いもよく見えてこなかった。

特に候補者に単なる知名度のあるタレントを即席に（としか思えない）置く、全く馬鹿げている。政治も有権者もナメているとしか思えない。政治家とは、志を持って政治家になろうと自分の意志で決断した人のみが、なるべきである。そんなもの、理想論だ、と言われようと、私はそう思う。

もちろん、政治家だけが悪いわけではない。これは我々の無関心さが生んだ現実だ。何だか、無性に腹立たしくも情けない総選挙であった。

どこにもまかせられない

中島和子

市民ネットワーク北海道・札幌市議会議員

- ① 政治に対する失望感の表れ。自分の一票で変わるとは思えない。私も何年か前までは、時々投票に行かないことがあった。
- ② 政治改革、行政改革を実行する意思があるのかどうか。
- ③ 一騎打ちは、迫力があるし、政治家の資質が厳しく問われるという面もある。自民党の佐藤孝行さんが敗れるというのも小選挙区制でなければ、考えられない。しかし、比例代表で復活するのはいただけない。また、民主党は「市民が主役」をスローガンに選挙戦を展開したが、市民の半分は女性。比例代表に女性を半分入れるぐらいのことはしてほしい。
- ④ 二十一世紀に向けての、日本の枠組みづくりだったと思う。結果を見ると、どこにもまかせられないというのが、市民の示した判断だと思う。
- ⑤ 安心感。
- ⑥ とにかくがんばってほしい。自らの変革を含めて、具体的なプログラムを示してほしい。
- ⑦ スローガンだけでなく実行力のある政権。(口だけというのは、うんざり！)
- ⑧ 何とか、自民党の単独過半数をくいとめられたので、ほっとした。民主党は、市民ネットの選挙戦とまちがうような言葉をよく使っていたが、組合依存ではなく、市民の選挙になっていたかは少し疑問。これからに期待します。また、北海道全区で候補を立てなかったのは、よくないと思う。市民の選択肢さえ奪われ、投票したい人がいないので、選挙に行かない市民も多かった。

提起されなかった高齢者福祉

横山純一

北星学園大学教授

政策争点が国民の目によく見えなかった。この一言に尽きるであろう。

まず行政改革。行政改革は単に削減だけを自己目的とするものではない。昭和三十～四十年代には重要であった仕事や業務が、今も同じように重要であるとはかぎらない。また、昭和三十～四十年代にはあまり重要でなかったが、現在あるいは将来において大変重要な仕事や業務も存在する。このことをきちんと検討し、時代のニーズにあった仕事や業務にしていかななくてはならない。

前者の典型例は道路である。今や農家の玄関先まで舗装がなされ、また車がほとんど通らず、ただ山菜取りに行くのみに便利なただ広い道路もたくさん存在する。大胆な見直しが必要である。

後者の典型例は、高齢者福祉である。急テンポで進む高齢社会化の中で、在宅・施設の両福祉サービスの量的・質的充実が大変重要である。したがって、「増やすために減らす」という観点で行政改革を考えることが必要である。

ところが、どの政党も減らすことばかりに熱心であるように国民の目には映っていた。違いは見えなかったのである。

次に、その高齢者福祉であるが、どの政党も具体的な高齢者福祉政策を提起しきれていなかった。したがって、高福祉を主張しても負担の方はあいまいにしか言及されず、「高福祉中負担」「賢い政府」「高福祉、小さな政府」というナンセンスな主張がまかりとおることになる。

さらに、今日の高齢者福祉をめぐる議論の中で私が強く批判したい議論は、高福祉を主張しつつも、その福祉サービスの主たる供給担い手を、市民事業に依拠する考え方である。まだ、NPO 法案も通っていないし、法案が通ったとしても、NPO は多様な活動を今後試行錯誤しながら、行っていくことになるだろう。

なるほど、生協など市民主体に福祉サービス供給に乗り出しているところも少しずつ見られてきてはいる。しかし、これらの市民事業も試行錯誤しながら、徐々に進んでいるのであり、とても成熟段階に到達しているわけではない。二〇〇五年頃までに確固とした基盤整備をしておく必要がある。したがって、市民事業の役割を認めるけれども、あくまで公的福祉を基軸に考えていかなければならないのである。

右記の議論は、高福祉を主張しているだけよけい、きちんとした批判をしておかなければならない。

三つ目は消費税。消費税の税率引き上げ（三→五％）に関しては国民の多くは反対であった。これは単に今回の三→五％への引き上げへの反対というよりは、税制の抜本的改革の展望が提起されない中で、今回に限らず、これからも安易に消費税の税率引き上げが行われるのではないかということ、国民が直観的、本能的に感じているからではないか。

このことが、国民の多くが消費税の税率引き上げに反対した理由ではなかったのかと私は考える。ところが、かなりの政治家が選挙を前に「消費税の税率引き上げ反対」とやった。国民の反対については理解できるが、政治家のそれはまったく理解に苦しむ。

政治家はあるべき税制の姿や国民負担率の上昇について明確に国民に示すべきである。いまだどの政党も国民負担率に関しては、新行革審答申の呪縛、つまり「高齢化のピークを迎えたときにも国民負担率を五〇％以下に抑える」から解き放たれないでいる。

この点で、テレビで見た印象であるが、田中真紀子さんが有権者に熱心に消費税の必要性和複数税率の重要性を説いていたのには感心した。そして、恐らく私が以前から言っていたように、いわゆる新行革審の呪縛から、まず最初に自民党政権が解き放たれることになろう。

これは高齢者福祉を願う私にとって、歓迎すべきことである。いままで負担問題という入口のところに政党はとどまってしまう、あるべき高齢者社会対策を政党はなかなかピクチャしきれなかったからである。

特集

政党時代の終わり…… 2

政治が輝く時代とは

中沢 孝夫

Nakazawa, Takao

●プロフィール●

1944年、群馬県に生まれる。評論家。全通労組中央本部勤務を経て、立教大学法学部を92年卒業。

著書に『働きものたちの同世代』『良質な社会と自己訂正能力』など。

多くの人が豊かになった時代では、
政治の魅力は薄れてしまったように見える。
しかし、政治の役割の大きいことに変わりなく、
結局のところ、
政治を志す人物を育成する仕組が必要な時代だ。

政治が輝かない時代は良い時代

政治が輝かなくなった時代というのはある意味でよい時代である。政治に大衆の夢や理想が託されるのは、現実が貧しいからである。克服すべき現実が目の前にあるときはそれに一生懸命になるのは当然である。夢や理想が輝くためには、ハングリーさが欠かせない。

ハングリーであることはたしかに大切なことだろう。しかしそれを自ら求めるのはとても難しい。ハングリーであることは、克服の対象にはなるが、わざわざ手に入れるようなものではないからだ。

外交などの重要性はますます高まっているが、国民生活に直接かかわる政策的な余地というものが非常に狭まっていることは普通の国民であれば、みな漠然とではあるが知ってはよい。だから消費税も上げないで福祉も減税も、というわけにはいかないのは分かっているのである。

だから行革をとということになるのだが、総論も各論も大衆的に熱心になれるほどの明瞭さが無いのである。第二臨調のときのような「国鉄改革」という目玉。あるいは「国労」という象徴的な「悪役」が不在なのでなおさらである。

そうしたなかで、現代の知識人が明治期の政治家やその政治を論じながら、現代政治(家)

に喪われてしまった、さまざまな要素を見つけだして「明治の偉大さ」を讃えることになってくるのだがこれもまた困るのである。

明治期の普通の庶民の生活や職場事情を振り返ってみればよい。薩長の出であるとか、留学できたとかいった少数のエリートにとっては、腕のふるいどころのあるよい時代だったかもしれないが、庶民にとっては、過酷な労働と貧しさが日常だったのであって、あまり理想的な社会状況だったとは思えないのだ。

平均値の人間にとってはやはり今のほうがよい。第二次大戦後とくらべてもそうだ。昭和二十年代、三十年代のほうがよかったと思う人間は、かなり恵まれた人である。

「清貧の思想」がもてはやされるのは、かなり多くの人が豊かになったからに他ならない。バブルが崩壊しようと、失業率が高かろうと、昭和二十年代の深刻さとはまったく違うだろう。現在のほうがよいのであって、それは国民的努力の結果である。

政治の役割が部分化した

こうしたなかで、政党や個々の政治家が、他から際だった「差別化された政策」をもち、有権者の支持を調達するのは容易ではない。しかも「職業としての政治」がそれほどの魅力をもたなくなってしまったのである。

政治というのは、権力に向かっている志であって、そのへんのところが厚みを喪ってしまったのだ。

まず「権力を獲ろう」とする政治家がいて、その政治家をリーダーとして人があつまり団結して権力に向かうのが正道だが、そのへんがあいまいになってきてしまった。しかも何人かのリーダーが派閥をつくって競い合う関係が薄れてきてしまっていることも、状況をつまらなくしてしまっている原因の一つである。

派閥というと顔をしかめる人がいるが、派閥のない政党は不健全である。

政党の民主主義は派閥活動と公然たる公開討論によって担保される。仮に決定の経過が非公開になっても派閥があるといつかは、争いのなかから「大義名分」が必要となり、争いの本質は露呈する。そうした意味において共産党は民主主義から遠い。批判票を集める時代はそう長くつづかないことははっきりしている。

政党あるいは政治そのものは個人としての政治家によって体現されるが、マスコミが発達し過ぎて、政治家の生身が見えすぎ、カリスマ性などを身につけるのが難しいということもあるが、「魅力のある人物」というのが何となく少なくなってしまったのは残念である。これはかなり現代政治の困難な部分だ。

もちろん「すばらしいな」と思える政治家もいる。それも決して少数ではない。にもかかわらず政治が衰退しているように思えるのは、一重に政治のもつ役割が庶民にとって部分化しているように見えるからにほかならない。

対立軸や争点のない方がいい

しかし部分化すると役割が小さくなるのかということそんなことはない、かつて北岡伸一（立教大学教授）が、ボーダーレスの進行によって国民国家の役割が低下したかということで、そんなことはない、女性の水着が小さく（ビキニに）なったからといって、役割を喪うことはないのと似たようなものだ、と喝破したがまったくそうなのである。

政治の役割はやはり重い。

しかし、そこで問題となってくるのは、従来の制度との関係である。それは政党制度であり、選挙制度である。半端な「比例区」があつたりするので、なおすっきりしないということもあって、過渡期としてもあいまいなところがあるが、あと二、三回選挙を実施するうちに新しい形は見えてくるはずである。

政党間に違いがなく、対立軸が喪われてきて、政策的には面白味がなくなつてはきたが、少なくとも「利権を軸とした構造的な団結」というものは喪われるはずである。自民党の一元支配のころの「政・官・財の鉄のトライアングル」が断たれたことは、やはり大きな成果なのだ。

また、明確な対立軸や明瞭な政策の違いといったこともないほうが社会にとってよさそうだ。国民の分裂を呼ぶような「争点」はないほうがよいだろう。原発をどうする、米軍基地をどうするといった、シングルイシューは地域で直接民主主義で一票投票はできても、国政レベルでは不可能である。代議制のよさは、最後は多数決であっても、少数意見が反映される余地が相対的に大きいところにある。直接民主主義は魅力的に見えるが少数意見に対して危険な方法である。

失敗をした政党が次には替わる、といった可能性が大きい現在の仕組みはけっこう大切だ。以前のように自民党が失敗しても、社会党は選挙区の数以上には候補者を立てないというのでは困るのである。

いま二大政党政治に収斂するのかとか、米国型か英国型かあるいはドイツ型かなどとよく討論されるが、政治というのは歴史と伝統の産物であつて、日本はやはり日本型になる以外にない。

結局は人なのである

最終的には権威というものに「天皇制」という並立物があるとき、大衆的な支持の調達による「支配の正統性」の絶対性にあやうさがある。断つておくが筆者は「天皇制廃止論者」ではない。ただ政治家が引退記念にかつての大衆の支持の調達を誇るよりも、勲章を欲しがるといふことは、相当深刻なことだと思うのである。

政治が自信を回復し、自ら言葉をもつようになるには、どのような条件によってだろう。

窮乏化革命論ではないが、「うんと困ったことが起きたら」なのだろうか。そうかも知れない。しかも一部の人は現在も国内的にも国際的にも日本はうんと困っているがそれに気がつかないだけだという。

そうだろうか。そうともいえる。しかしバブル崩壊や国連活動など難問は山ほどあるが、「大衆が直接うんと困る」のかといわれるとちょっと違うような気がする。大衆的な政治用語にはなりそうにないのだ。

結局のところ人なのである。政治を志す人物を育てる仕組みが必要な時代となっている。

特集

政党時代の終わり…… 3

政党政治に対置するネットワーク運動

七里 とみ子 市民ネットワーク北海道・事務局長

Sichisato, Tomiko

「自民」対「社会」の構図が、そのまま「自民」対「民主」になった。政治不信が低投票率となって現われた。市民ネットは、間接民主主義の政党政治に対し、直接民主主義の手法を取り入れた参加型政治をめざす。

政党政治は民主主義を疎外

政治改革を目的に小選挙区比例代表並立制が導入され、今回初めて新制度のもと総選挙がおこなわれました。当初からこの制度は大政党に有利であり、多くの人の支持を得なければ当選できないため政党の政策が総花的になる、あらかじめ勝敗が予測できてしまうため棄権する人が多く死票も多いなど、その弊害が言われてきました。低投票率は市民の政治離れを一層明らかにする結果となりました。その要因に今の政党政治のあり方があると思います。

今回、衆議院選挙間近に民主党が誕生しました。北海道ではこれまで社民党であった議員がそっくり民主党に移り、従来型の手法で選挙を戦いました。市民の目には、自民対社民の構図がそのまま、自民対民主になったとしか映りませんでした。ましてや、沖縄、安保、自衛隊、原発などの個別政策の違いが分かりにくくなって何を基準にどこを選択すれば良いか分からないというのが大方の市民の反応ではなかったでしょうか。また、市民による食糧費の情報公開を発端に官僚の不正の実態が次々明らかになっており、根深い政・官・財の癒着構造はますます政治不信をつのらせています。政党は、情報公開を積極的に進め、民意が反映するシステムづくりを早急に進めなければならないということは誰の目にも明らかです。

一方で、今回の選挙で各党は基本的な公約を有権者に示して選挙戦を進め、公約実行に向けた新しい面が出てきていることも事実で、市民のチェックと参画がより重要であるという事はいうまでもありません。しかし、代表制民主主義の政党政治も本来あるべき民主主義を疎外しているのではないかということが言われるようになってきており、事実そのことが沖縄や巻町の住民投票という形で具体化されました。今後ますます間接民主主義の不足を住民投票制度などで市民は補っていくと思われれます。

議員は「市民の代理人」

市民ネットワーク北海道は、間接民主主義の政党政治に対し、直接民主主義の手法を取り入れた「参加型政治」を実現しようと、命と環境と人権を大切に、安全で納得のいく食べ物を共同購入する活動から生まれました。自主運営・自主管理を基本とした活動の原点に市民主権と民主主義の確立があります。

本来、社会における主権は市民にあります。社会や地域のあり方を、市民全員で決めることが理想ですが、現実には不可能であるため、議会を設置し、議員＝代表を選んで地域のことを決めているわけです。この代表である議員は、選挙の時のみ意思が反映されますが、当選してからは主権者である市民から拘束を受けないため、議員は議会で市民主権を深化する立場でルールづくりを行うべきなのですが、現状はそのように機能していません。

このような代表制に対して、市民と議会の関係を代理関係ととらえるのが代理人運動の基本です。主権をあくまでも市民の手元に置き、代理人に白紙委任を行わないという立場であり、自分の町を自治するため、議員の権限を最大限、市民の側に取り戻すことにあります。

行政との馴れ合いや業者との癒着を防ぎ、議員を特権化させないため、市民ネットでは「代理人のローテーション制」を取り入れ、誰もが議員を交替できる仕組みをつくっています。

「市民が自治する」政治を

チェルノブイリの原発事故の放射能汚染をきっかけに行った泊原発の可否を問う道民投票条例制定運動で、市民の政治参加の必要性を痛感し、九〇年に市民ネットワーク北海道を設立し、これまで九一年、九五年の統一自治体選挙にチャレンジし、現在五人の代理人を議会に送っています。

●プロの政治家による請負の政治から市民が自治する政治へ

●生産論理から脱皮し、生活論理に基づく政治

●政治に民主主義が正しく生かされるためにも、女性を議会へ

を政治のめざす方向とし、市民自治・人権・福祉・教育・水・環境・ゴミ・食・脱原発・平和・国際化を政策の柱に活動をすすめています。

環境・福祉・教育・反核平和・丘珠空港・千歳川放水路・車社会問題は政策ごとにプロジェクトをつくり、調査学習を行い、行政などに政策提案してきました。

代理人の情報（ネットの場合、限られる）を市民に公開し、市民はその情報をもとに問題や課題に取り組み、場合によっては議会や行政に働きかけるという手法が有効に働くということ、丘珠空港ジェット化阻止で体得しました。しかし、反対運動に止まっているは自治する市民にはなり得ません。まちづくりが今後の課題です。道路計画やマンション・パチ

ンコ店建設、道路の拡張、森林の伐採等、問題が次々と起きています。

それらの生活課題は国の縦割り組織や官僚の閉鎖的体質に起因していることが明らかになっていることから、いま議論されている地方分権がより重みを増してきています。

市民の力で議会を変える

まずは市民が自治体ごとに課題別のネットワークをつくり、問題解決に向け動き出すことから始めなければなりません。その活動の延長に、出たい人より出したい人を「市民の代理人」とし、市民が選考し議会に送り出す選挙があるということを、今回の衆議院選挙を通じ再確認しました。

市民ネットがローカルパーティと呼ばれるためにも、市民が力をつけ、多数派を形成し地方議会を変えていくことが最重要課題であり、そのことの実現により、やがては国政に影響を与えていくことにつながると確信しています。

特集

政党時代の終わり…… 4

[市民政党としてのローカル・パーティ]の
可能性と日本国憲法

今井弘道 北海道大学法学部教授

Imai, Hiromichi

●プロフィール●

1944年、上海市に生まれる。北海道大学法学部教授。京都大学法学部卒業、同大学院法学研究科博士課程中退。

著書に『〈市民的政治文化〉の時代へ』（河合出版）、『現代市民社会の旋回』（共著・昭和堂）、『人間社会の論理』（共著・青弓社）ほか多数。

国際的な市民の連帯と、地方分権を担う地域住民の政治的活性化による「市民的政治文化の時代」が永田町政治を克服しつつある。現代的に再解釈された日本国憲法は、この可能性に対しても重要な前提を提供している。

自民党の勝利で政治改革は逆戻り

行政改革・政治改革の必要性を否定する人は、現在では誰一人いないであろう。焦点は、それをいかに意味づけ、実行するかにある。しかし、現実の政治過程は、むしろ一九九三年夏の細川政権成立以前に逆戻りしている。この十月の総選挙での自民党の勝利以来の「族議員」の再びの跳梁がそれを象徴している。

本来、行政必革の政治改革は、既成政治を支えてきた利益誘導型の政治基盤にそのまま乗っていたのでは不可能だ。それとは違った政治基盤に立つ政治家のリーダーシップが必要だ。だが、そのような政治基盤は、共産党を別にすれば*1、民主党と社民党のごく一部の議員がもっているにすぎない。「族議員」の姿の再現に象徴される逆戻り現象は、従っていわば当然の結果なのだ。橋本首相が「火ダルマ」になっても、その政権の基盤が、利益誘導型の後援会を足場に当選し、後援会を失うことが政治生命の喪失に直結する議員たちに支えられている限り、ゴマカシ以上の成果は原理的に望めない。

かくして、結論から先にいえば、①行政改革や政治改革を本当にやりぬくためには、利益誘導型とは違った政治基盤に立脚する政治を立ち上げなければならない、②そのための特効薬などはなく、市民政党としてのローカル・パーティを形成するという「急がば回れ」の

道を取る他ない。したがって、ここで「市民政党としてのローカル・パーティ」を論ずることは、有権者の目先を変えるためのリップ・サービスとしてのローカル・パーティという「新語」を乱発することとは無縁である。

本稿では、この「市民政党としてのローカル・パーティ」の可能性は、どのような基礎の上で可能となるのかを考えてみたい。議論を先取りすれば、その可能性は、(1) 現代という時代に適合的な憲法の再理解を踏まえ、(2) 公共性の新しい理解に立脚して、憲法の具体的現実化を進めようとする市民運動を数多く形成していくことに求められる、と考えている。ローカル・パーティとは、市民運動のネットワークのネットワークとでもいうべきものにならないからだ*2。以下、この(1)(2)が意味するところを、具体的に示してみたい。

旧来の護憲派勢力の限界と衰退

日本国憲法が成立して五十年が経過した。その中での護憲派勢力の衰退には目を覆うばかりだ。残念だが、ある意味では結構なことでもある。これまでの護憲派の憲法理解には、現代的な問題状況に対応できない構造的な弱点があった。今われわれはその弱点を明確にし、それを越えて「現代的な護憲派」の観点に立たねばならない。この観点を私は、「憲法具体化運動」の観点と表現してきた*3が、この観点への転換の不可避性が明確になってきた限りで、旧来の護憲派の衰退にはそれなりの意味はあるというわけだ。

では、これまでの護憲派の構造的な弱点とは何か。一言でいえば、それは、象徴天皇制の下での民主主義国家—平和国家日本を建設するという「国家目標」を提示するものとして日本国憲法を理解することにあった。それは「八・一五の理念」でもあった。

この理念は、国民国家の存在を自明視するナショナリズムを前提していた。しかも、その前提は改憲派と共有されていた。対立は、その上で、一国平和主義的に内にたてこもって民主主義国家の形成に邁進するのか—国際的反共軍事同盟への参加によって大国としての復権を志向するのか、にあった。しかもこの二つの路線には対立軸をボカす要因がひそんでいた。一国平和主義の枠組内での経済再建の達成が、大国としての政治的・軍事的復権という路線の前提となりえたからだ。この意味で、ナショナリズムを共通の前提とする両者の間には、水路がくり抜かれていた。

旧来の護憲派は、基本的には、この構図の中に位置を占めていた。その原点に「八・一五の理念」があった。八月十五日のその日「私たちは、廃虚の中から、新しい日本の建設…を決意した」(丸山真男)との言葉に象徴される理念があった。その理念は、冷戦の開始・占領政策の転換・単独講和・日米安保体制の発足によって傷つけられていった。「逆コース」、つまり民主主義・平和主義を否定する再軍備・改憲・明治憲法体制の復活をめざす道が辿られていった。その一步が進められる度ごとに、護憲派からは、いわば「復初の説」が発せられた。原点へ復れ、「あの時点の気持……を、いつも生かして思い直せ」、というわけだ。

この護憲派と「逆コース」派との対立は、現実政治上は、国際的反共軍事同盟への参加(=

日米安保体制) およびそれを補完する日本の再軍備 = 自衛隊合憲論の是非をめぐっていた。それは冷戦体制と連動していた。55年体制と米ソ両陣営の二極対立とは同心円であったわけだ。しかし、前者の路線の採用→経済再建の達成が日本の政治的影響力を高める一方で、米ソの対立が解消していくと、日本の政治的・軍事的復権は、一見中立的・平和主義的な国際貢献・国連常任理事国入りという衣装を纏うこととなった。それにもなつて、明治憲法体制への回帰は大国主義の不可欠の前提ではなくなり、逆にそのアナクロ性が目立ってきた。

この事態の中では、自民党员すらが公然と護憲派を名乗りうるようになった。国際的反共軍事同盟への参加の是非を再軍備 = 自衛隊合憲一違憲論も、冷戦構造消失以後は、明確な焦点を結ばなくなった。既成事実への慣れがこの焦点ボケを加速させた。村山内閣と社会党の自衛隊容認論は、この対立枠組が現実的意味を喪失したことの公式の確認であった。こうして護憲派は解体した。その解体は、ナショナリズムの地平での一国平和主義的な民主主義的国家形成への邁進という枠組で「戦後」と「憲法」を肯定的に理解する戦後民主主義理解の歴史的限界を意味した。八・一五は、〈戦前と戦後の断絶→平和と民主の新生日本〉の象徴ではなく、むしろ〈戦前と戦後の連続性〉の確保のために有効・不可欠な疑似的断絶にすぎなかった、こう疑われることになった。

憲法の現代的理解とその具体化

だが、憲法の命運は、一国平和主義的な民主的国民国家構想の挫折で尽きたわけではない。憲法にはもう一つの可能性が、いままであまり気づかれることのなかった可能性がこめられていた。主権的国民国家の克服の方向性である。その可能性が、国際的な市民の連帯と、地方分権を担う地域住民の政治的活性化、そして国際的・国内的・地域的レベルにおいて横の自発的連帯を求めるヴォランティアな市民の活動によって、〈市民的政治文化の時代〉*4 と概括してよいこのような事態によって、あらためて明るみに出てきている。そして、その動向が、かつての護憲派の残骸を飲み込んでしまった永田町政治を克服しつつある。重要なことは、護憲派の消滅を嘆くことではなく、この可能性に光を与えることにある。市民社会に「憲法の具体化」をめざす現代の憲法擁護派 = 憲法具体化論者はこの点に着目するべきなのだ。

五〇%を越える「支持政党なし無党派層」は、既成の中央政治への大衆的次元での失望を表明している。無論、この層が直線的に〈市民的政治文化〉の方に向かうとの希望は、樂觀にすぎよう。可能性は、反対の側にも開かれているからだ。この岐路を前に、現在の憲法は、重大な問題を抱えはじめている。この具体的状況の中で、この可能性は決定的な意味を持ち始めている。というのはこうである。

さまざまな次元での〈市民的政治文化〉の萌芽は、現在の議会政治が国民的支持を失っている事態と相俟って、主権的国民国家の存在感を希薄にしつつある。しかし、国家の側も、

無論手をこまねいているわけではない。国民的求心力をもつ天皇制への化粧直しの試み、国際的出世主義的大国主義（「普通の国」論）、危機管理体制構築への布石、中央集権的機能の強化のための、外交・軍事機能以外の諸機能の地方への払い下げとしての「地方分権化」の推進等の諸政策は、ナショナリズム・イデオロギーの再強化を画り、「支持政党なし無党派層」を再び「国民」として体制側に回収しようとしている。護憲的意図に発するものであれ、ナショナリズムの枠組の中でなされる憲法の解釈は、結局は、ますますこの方向性に吸収されていくであろう。

このナショナリズムの枠組の中での憲法の解釈にからむ戦後民主主義の問題性の中に、いわゆる「オリエンタリズム」や多文化主義、あるいはもろもろの差別に関わり、近代総体への批判にまで及ぶさまざまな問題連関が、絡んでいる。それをここでは、さしあたり花崎皋平の文章に即して確認しておこう。「天皇ヒロヒトは、敗戦……の責任をいっさい負わず、アジア人民への加害の張本人であることを謝罪せず、退位もせず、『昭和』という元号そのままに、人格的にも地位の上でも、大日本帝国と切断のない連続性を保って死んだ。『象徴天皇制』という形態での……天皇制の存置は……過去との連続性を保存することによって、日本国家と日本人に、自民族の歴史と文化について根本的な反省をしないですませてよいという暗黙の了解をあたえ」た。こうして戦後日本は、「天皇制と……単一民族国家主義」への反省を忘却するに至った（花崎『共生の哲学』、27-28頁、40頁以下）。

象徴天皇制を「過去との連続性」の象徴と見るこの議論は、「人権」論の根幹にひそむ負の側面にも関わっている。フランス革命以来の人権の〈普遍主義とナショナリズムのネジレ〉、つまり〈普遍的意味をもつ人権の、特殊的な国民国家の限界内での確保〉という近代的な人権のあり方に関わる問題性である一象徴天皇制の下での一國平和主義的な民主主義国家日本の建設というかつての護憲派の「国家」目標はこのネジレの枠内に立っている一。そのネジレは次のような問題をあからさまにした。

西欧諸国は、非西欧社会に対して、五百年の間「帝国主義の領土拡張政策を行ってきた」。また「第二次大戦後はアメリカが世界帝国として……アジアおよび第三世界の政治経済を『自由主義』体制の枠を出ないように管理してきた」。しかも、それと「人権と民主主義」の理念の高唱とは表裏一体のものであった。かくして、この理念は実際には「民族（人種）差別を許す……イデオロギー」にすぎないという批判が当然に生じた。かくして「人権と民主主義」理念の国民国家における実現による「西欧化＝近代化」の目標は、批判的に相対化する必要が生じた。他方で、その原理に基づく普遍的秩序を、国境を越えて、しかも「地域的、民族的、システムの多様性」と統合させつつ、実現することが、現代の課題となるに至った（同、44頁）。この指摘は、現代思想の中心に位置する諸思潮〈市民的政治文化〉論を包括する幅をもっている。我々にとっての問題は、それを行動化する政治方針にまで高めることにある。

この人権をめぐる〈普遍主義とナショナリズムのネジレ〉の批判的克服こそ、〈市民的政治文化〉を目指す「憲法具体化論」の中心的な位置を占めねばならない一ここで詳細に論じ

ることはできないが、それは女性差別や障害者差別等の問題にも内在的に関連している一。換言すれば、日本国憲法は、現在、主権的国民国家の克服を目指す市民のグローカリズムの精神*5 に適合的に解釈されるか一ナショナリズムに適合的なものとして膨らまされていくか、この分かれ道にさしかかっているのだ。旧護憲派が問題なのは、この分かれ道を前に、事実上後者に加担しているからだ。

市民的主体の政治的成熟を

では、現代に適合的な「憲法具体化」の方向性とはいかなるものか。それをここでは、いづれより具体的・包括的に論ずる機会をもつことを念願しつつ、残された紙幅の許す限りで、箇条書き的に確認していきたい。

まず、(1) 象徴天皇制は、一国平和主義の枠組の中で、「国体（天皇制）の護持」を可能にする方法であった。その象徴天皇制の定着によって国民主義＝民主主義が天皇制との妥協形態へと引き下げられただけでなく、戦前と戦後の連続性が、敗戦国日本に可能な形態で確保された。それは、現在では、日本が再度ナショナリスティックな能動性を発揮するためのイデオロギー的のしがかりとして、反グローカリズムの機能を発揮しかねないものとなっている。従って我々は現在の憲法のこの側面に対しては、明確に批判的・拒否的でない限りならない。このことは常に明確に意識しておく必要がある。

(2) それとの関係で、さまざまな権利に付された国籍条項—日本国籍を持つものだけに人権・権利を認めようとする制限—を批判し、克服していかねばならない。

(3) しかし、憲法の平和主義は、日本の国家主権の発動を原理的に制約しうる意味をもつ。それは、国家の無制限な主権に立脚する国際政治のあり方が、第一次大戦・第二次大戦を経て、決定的な限界に達したことを表現している。事実、第一次大戦後に形成された国際連盟は、「国際上のデモクラシー」の成立と国家的利己主義の時代の終焉との可能性を示唆する意味をもった。それとその後の国際連合は、いかに未成熟なものであれ、国家主権を制約しうる国際的公共性の現実的可能性を、かすかながら表現し続ける意味をもった。その国際的公共性をどのような形で実質化しうるか、国連の大国主義支配として虚偽的にか一グローカリズムの市民的公共性として真実にかが、現代の焦点となりつつある。日本国憲法は、いずれかの方向にも解釈可能だが、それが国際紛争の解決を武力によってではなく、交戦権の自己否定・国際機構の充実とそれへの国家主権の上昇的委譲という方向性を、市民主義的方向に具体化させる出発点の意味をもちうることは、明らかだ*6。

(4) 基本的人権および生存権の保障も国家主権の限界を確定する意味をもつ。ただし、そのためには、福祉を国家の恩恵賦与に期待する「福祉国家」主義的幻想を打破し、それを基本的には市民の横の連帯の問題として考えていかねばならない。従ってそれは、ナショナル・ミニマムに対抗するシビル・ミニマムとして具体化されるとともに、国際人権規約（社会権規約）に示されているような社会的根本権（Basic Human Needs）の思想と統合させ

てインターナショナル・ミニマムとしても発展させ、一国主義的視野を越えなければならぬ*7。更に、「人権」の核には抵抗権・市民的不服従の思想があることを銘記し、それを市民的不服従型の市民運動と接合させていかねばならない*8。

(5) 地方自治が憲法に保障されていることも、国家主権の縮小—国際平和主義を通しての「国際機構への国家主権の上昇的委譲」と並ぶ、「地方への国家主権の下降的委譲」を通しての縮小—の可能性を提示するものであることが想起されねばならない。

ところで、この上昇的・下降的な国家主権の委譲・縮小という方向性は、国際的・国内的・地域的な市民的主体の政治的成熟とヴォランティアな結社文化の創出という課題と表裏一体の関係に立っている。

さて、現代のわれわれは、このような憲法理解をより具体化し、それを現実化していかなければならない。そのことは、現実の社会の状況それ自身も要請しているところだ。私は、本稿冒頭で、ローカル・パーティの可能性は、(1) 現代という時代に適合的な憲法の再理解を踏まえ、(2) 公共性の新しい理解に立脚して、憲法の具体的現実化を進めようとする市民運動を数多く形成していくことに求められる、と述べた。この(1)(2)の連関は、以上のような文脈に置き入れて、これまで述べてきたように解釈された憲法によって支えることができる。つまり、このような運動路線は憲法的に正統化可能である。その正統性を体現し、戦後民主主義と従来の護憲派の限界を超え、国民国家の地平を、思想的にも運動的にも超えていくことにこそ、ローカル・パーティの可能性が存在する、私はこう思っている。

*1 現在の共産党の「支持政党なし無党派層」取り込み制作(=市民主義化政策?)の帰趨には、大いに注目しておくべきであろう。この点に関しては、『『LOPAS』NO.12(地方議員政策研究会1996.11)所収の今井報告及びそれをめぐる討論を参照。

*2 『季刊 代理人運動』NO.12(1996.2)所収の今井報告を参照。

*3*4*5 『〈市民的政治文化〉の時代へ—主権国家の終焉とグローカリズム』(河合文化教育研究所1995)参照。

*6 『法律時報』1996年5月号、108-111頁の小林直樹と今井の指摘参照。

*7 上掲『〈市民的政治文化〉の時代へ』参照。

*8 『月刊フォーラム』1996年5月号所収の今井論文参照。また、『法律時報』1996年6月号、57頁以下の小林と今井の指摘参照。